

堺市における再犯防止及び更生支援の推進に関する連携協定書

令和6年11月11日

堺市（以下「甲」という。）、大阪保護観察所（以下「乙」という。）、大阪刑務所（以下「丙」という。）、西日本成人矯正医療センター（以下「丁」という。）、大阪少年鑑別所（法務少年支援センター）（以下「戊」という。）、堺市保護司会連絡協議会（以下「己」という。）及び堺市更生保護女性会（以下「庚」という。）は、堺市における再犯防止及び更生支援を推進するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が相互に連携・協力し、適切な役割分担の下、堺市における再犯防止及び更生支援を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力し、取り組むものとする。

- (1) 再犯防止に向けた包括的な支援体制の構築に関すること
 - (2) 支援対象者への支援内容等に関すること
 - (3) 再犯防止及び更生支援の教育・研修等に関すること
 - (4) 再犯防止及び更生支援の周知啓発に関すること
 - (5) 保護司等の民間更生保護活動への支援に関すること
- 2 前項の事項を効果的に推進するため、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、定期的に協議を行うものとする。

（情報の共有）

第3条 前条に規定する取組を実施するにあたり、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、必要な範囲で相互が保有する情報の共有に努めるものとする。

（連絡調整担当者）

第4条 前条の事項の円滑かつ効果的な推進のために、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚で構成する連絡調整担当者を設置する。

2 連絡調整担当者の連絡調整事項は別に定める。

（守秘義務）

第5条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、本協定の実施にあたり知り得た支援対象者の個人情報及びその他の情報をその承認を得ることなく、本協定の目的以外のために使用し、又は、第三者へ開示、漏洩してはならない。ただし、協議の上、開示する必要がある場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

本協定締結の証として本書7通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚がそれぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

(甲) 堺市堺区南瓦町 3-1

堺 市

堺市長

(乙) 大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館

大阪保護観察所

所 長

(丙) 堺市堺区田出井町 6-1

大阪刑務所

所 長

(丁) 堺市堺区田出井町 8-80

西日本成人矯正医療センター

センター長

(戊) 堺市堺区田出井町 8-30

大阪少年鑑別所

所 長

(己) 堺市堺区南瓦町 2-1

堺市保護司会連絡協議会

会 長

(庚) 堺市堺区南瓦町 2-1

堺市更生保護女性会

会 長